

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【公表番号】特表2020-525428(P2020-525428A)

【公表日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-034

【出願番号】特願2019-570503(P2019-570503)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/35	(2006.01)
A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	5/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	31/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/121	(2006.01)
A 6 1 K	31/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/35
A 6 1 K	8/00
A 6 1 Q	5/00
A 6 1 P	17/00
A 6 1 P	31/04
A 6 1 P	31/10
A 6 1 P	17/10
A 6 1 P	17/06
A 6 1 K	31/121
A 6 1 K	31/12

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月5日(2021.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エリトルロース及びヒドロキシアセトフェノンを含む局所用組成物であって、ヒドロキシアセトフェノンの量が、前記組成物の総重量を基準にして、0.01wt.-%～2wt.-%の範囲で選択される、エリトルロース及びヒドロキシアセトフェノンを含む局所用組成物。

【請求項2】

エリトルロースの量が、前記組成物の総重量を基準にして、0.005～5wt.-%の範囲で選択される、請求項1に記載の局所用組成物。

【請求項3】

前記ヒドロキシアセトフェノンがp-ヒドロキシアセトフェノンである、請求項1又は2に記載の局所用組成物。

【請求項 4】

前記組成物が化粧用組成物又は医薬組成物である、請求項1～3のいずれか一項に記載の局所用組成物。

【請求項 5】

前記組成物が、シャンプー製剤、ヘアコンディショナー、O/Wエマルション、W/Oエマルション又はゲルである、請求項4に記載の局所用組成物。

【請求項 6】

前記組成物が、水、並びに界面活性剤、乳化剤、増粘剤及び油からなる群から選択される少なくとも1種の作用剤をさらに含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の局所用組成物。

【請求項 7】

皮膚及び/又は頭皮を、請求項1～6のいずれか一項に記載の局所用組成物に接触させるステップを含む、前記皮膚及び/又は頭皮を処置する方法。

【請求項 8】

皮膚搔痒感の処置、防止及び/若しくは予防のための、並びに/又は健常な皮膚の恒常性を維持するための、並びに/又は皮膚マイクロバイオームのバランスを維持するための、請求項7に記載の方法。

【請求項 9】

皮膚搔痒感の防止若しくは処置のための、及び/又は健常な皮膚の恒常性を維持するための、及び/又は皮膚マイクロバイオームのバランスを維持するための、請求項1～6のいずれか一項に記載の局所用組成物の使用。

【請求項 10】

マラセチア属(*Malassezia*)酵母が引き起こす疾患及び/又は障害の処置、防止及び/又は予防に使用するための、請求項1～6のいずれか一項に記載の局所用組成物。

【請求項 11】

前記疾患及び/又は障害が、癪風、頭部粊糠疹の形成、脂漏性皮膚炎、アトピー性皮膚炎及び乾癬からなる群から選択される、請求項10に記載の局所用組成物。

【請求項 12】

ざ瘡の処置、防止及び/又は予防に使用するための、請求項1～6のいずれか一項に記載の局所用組成物。

【請求項 13】

マラセチア属(*Malassezia*)酵母、特に癪風菌(*Malassezia furfur*)、プロピオニバクテリウム・アクネス(*Propionibacterium acnes*)及び/又はカビ、例えば特にアスペルギルス・ブラジリエンシス(*Aspergillus brasiliensis*)を、死滅させる、及び/又は阻害する方法であって、前記酵母、P・アクネス(*P. acnes*)及び/又はカビをエリトルロースとヒドロキシアセトフェノンとの組合せに接触させるステップを含む方法。

【請求項 14】

マラセチア属(*Malassezia*)酵母、例えば特に癪風菌(*Malassezia furfur*)、及び/又はカビ、例えば特にアスペルギルス・ブラジリエンシス(*Aspergillus brasiliensis*)に対する抗微生物剤としての、エリトルロースとヒドロキシアセトフェノンとの組合せの使用。

【請求項 15】

化粧用組成物、家庭用品、プラスチック製品、紙及び/又は塗料の群から選択される製品において、エリスロース(erythulose)とヒドロキシアセトフェノンとの組合せを含有しない製品と比較して防腐を向上させるために、アスペルギルス・ブラジリエンシス(*Aspergillus brasiliensis*)の増殖を阻害するための、エリトルロースとヒドロキシアセトフェノンとの組合せの使用。